

## 研修アンケート

研修の受講お疲れ様でした。

今後の社内研修に反映させて参りますのでご感想をご記入下さい。

### 研修で学んだことをご記入下さい

・インボイス制度とは

令和5年10月1日以降、インボイス発行事業者として登録番号が記載されたインボイスの発行を受け保存している事業者のみ、消費税額控除ができない。

(インボイスがある分の仕入税額控除しかできない。)

※免税事業者⇒注意が必要

経過措置あり。(R5.10/1~R8.9/30 本来の80%  
R8.10/1~R11.9/30、50%)

課税事業者選択届出書、簡易課税選択届出書の提出日が重要  
消費者、取引先が免税事業者のみ⇒発行事業者の必要なし

・インボイス登録申請書の提出期限 R3.10/1~R5.3/31⇒R5.10/1 スタート

・自社が課税事業者の場合⇒取引先がインボイス発行事業者でないと全額控除できない  
インボイスを発行するには、①課税事業者②適格請求書  
発行事業者

※自社が簡易課税であるならば、インボイスの影響なし

※飲食店で接待に使われるケースが多い場合は、インボイス発行事業者にした方がよい

※免税事業者の場合、売上1万円(消費税抜き)、仕入5500円で計算

⇒本体価格を11,000円にすればいい?

※取引先がインボイス発行事業者の場合は、自社が発行事業者でない場合、先方で仕入税額控除ができなくなるため、取引先に確認が必要

### 研修の中で、実際に活かせる点をご記入下さい

・インボイス制度について、注意点を含めて概要を説明していただいたため、分かりやすかったです。基本的な説明はできるのではないかと思います。

### 質問事項・疑問点・意見をご記入下さい

インボイス制度が実際に稼働されると、消費税の申告書の作成についても経過措置を含めて書式等も変更されるかと思えます。注意点や実際の作成についての研修があると嬉しいです。

### 感想をご記入下さい

売上金額を免税事業者の場合、あらかじめ税込んだ金額を税抜金額といった形で値上げをして対応するという点や業種によってアナウンスの仕方を変えていくという話はすごく印象的でした。画一的に進めるのではなく、色々な提案の仕方ができるチャンスと捉えることができる点が印象的でした。

その他にもこういうアプローチの仕方がある、といった事例が知りたいです。本日は大変勉強になりました。ありがとうございました。

ご記入ありがとうございました！

